



県内全市で実施している

令和6年度版

市民交通災害共済

年会費(1人)

500円

年度途中の加入でも500円です。

万一の交通事故に備え、 家族で加入しましょう。

2022(令和4年度)は交通事故による被災者362名の方に
共済見舞金をお支払いしております



自転車の
交通事故も対象に
なります。



お申し込み

郡山市役所 セーフコミュニティ課 ☎024-924-2151
又は 各行政センター・市民サービスセンターへ

共済期間

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

※年度途中で加入された方は、加入した日の翌日から令和7年3月31日までです。
※なお、加入後、共済期間の開始前に市外に転出した場合は届け出てください。

加入資格

郡山市の住民基本台帳に
記載されている方

※年齢の制限はありません。
※年度の途中で転出した場合でも年度末まで有効です。

支給対象

共済期間内に国内において発生した **交通事故** により
会員が死亡、または入院・通院した場合

※自転車を押して歩いて転んだ等、歩行中の単独でのケガは交通事故にはなりません。

見舞金の請求期間

見舞金の請求期間は**事故発生日から2年以内**で、
治療期間の算定基準は、**事故発生日から1年以内**です。



事故発生日

見舞金支給の算定基礎となる治療期間(1年以内)

請求期間

1年

2年

(2年以内)

※会員の故意もしくは重大な過失(酒気帯び、無免許、速度違反等)による交通事故又は天災その他の災害による事故の場合は、見舞金・甲慰金の給付を受けることはできません。

万一交通事故にあわれたら

必ず
警察署等に
届けましょう。



次の書類等をそろえて**請求窓口**(郡山市役所セーフコミュニティ課
又は**各行政センター**(富田・市民サービスセンターを除く。))へお越してください。

※郵送での請求は受付していません。

交通事故証明書 ※コピーでも可

事故にあわれた方の氏名が記載されているもの。
自動車安全運転センター福島県事務所
(福島市町庭坂字大原1-1 ☎024-591-4111)で発行します。

警察署への届出が必要です。

医師の診断書 ※コピーでも可

交通事故により入院・通院した実日数が記載されているもの。見込み診断書、領収書では請求できません。



- **診断書の用紙**は請求窓口にあります。市ウェブサイトからもダウンロードできます。(市民交通災害共済組合専用の診断書様式を使用した場合は原本の提出が必要)
- **病院の様式の診断書でも大丈夫**です。
- 死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書が必要です。

振込先口座番号

- 事故にあわれた方本人名義の口座へ振り込みます。本人以外の口座に振り込む場合は、**本人自筆の委任状**が必要です。
- 委任状の用紙は請求窓口にあります。**市ウェブサイトからもダウンロード**できます。
 - 未成年の場合は親権者の口座へ振り込みます。親権者が共済に加入していない場合や、未成年者と同居していない場合は、住民票等親子関係が分かる書類が必要です。

会員証

会員証兼領収書は大切に保管してください。



印鑑

請求者の認印(朱肉用)をお持ちください。



共済見舞金等

- 共済期間内1人1回のみでの請求となります。ただし、共済期間内に再度事故にあった場合、災害の程度が上位の等級になる場合はその差額をお支払します。
- 入院・通院が3日以内の場合は見舞金の請求はできません。
- 入院通院日数は、治療にかかった期間ではなく、入院した実日数です。

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	入院通院日数 270日 以上	30万円
3	入院通院日数 200日 以上	20万円
4	入院通院日数 150日 以上	15万円
5	入院通院日数 120日 以上	10万円
6	入院通院日数 90日 以上	8万円
7	入院通院日数 60日 以上	6万円
8	入院通院日数 30日 以上	5万円
9	入院通院日数 8日 以上	3万円
10	入院通院日数 4日以上	2万円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令別表第一・第二の第1級又は第2級の障害	30万円
葬祭費	弔慰金受取人がいない場合、葬祭執行者に対して支給	25万円

交通事故にあったらすぐに警察署に届けましょう

お問い合わせ

郡山市役所セーフコミュニティ課
☎ 024-924-2151
又は**各行政センター**へ
(富田・市民サービスセンターを除きます)



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキとFSC®認証紙を使用しています。紙リサイクル可。

交通事故証明書が取れない場合の特例

「診断書」「振込先口座番号」「会員証」「印鑑」のほかに、**交通事故証明書**に変わる書類として以下の書類が必要です。

交通事故により救急車で事故現場から病院等に運ばれた場合

「**救急搬送証明書**」(消防署長又は病院長発行のもの)が得られれば、**交通事故証明書**と同様の扱いとします。

自転車事故で事故証明書がない場合

「**証人(目撃者)による交通事故に関する証明書**」により、交通事故証明書がなくても請求できます。この場合、**見舞金は10等級(2万円)**です。

事故証明書入手不能理由書により、保険会社から自賠責保険が支払われた場合

「**自認書**」及び「**人身事故証明書入手不能理由書**」の2点により、交通事故証明書と同様の扱いとします。

※「自認書」、「証人(目撃者)による交通事故に関する証明書」の用紙はセーフコミュニティ課又は各行政センター(富田・市民サービスセンターを除く。)にあります。市ウェブサイトからもダウンロードできます。

こんなときは、どうなる？

- Q 共済期間開始後、市外に転出した場合はどうなりますか？

A **会員資格は失いません。**
共済に**加入し共済期間開始後**に市外へ転出し交通事故にあった場合でも、必要書類をそろえれば見舞金を請求できます。
- Q 歩行中に転んでケガをした場合、どうなりますか？

A **請求できません。**
交通事故とは認められません。自転車やバイクから降りて、押して歩いている際に転ぶなどして負傷した場合も、歩行中のケガとなり、請求できません。
- Q バイク自損事故の場合、「目撃者証明書」でも請求できますか？

A **請求できません。**
バイクの自損事故は「交通事故証明書」が必要です。

